

成年後見センター もりおか通信

第2号

平成22年3月25日
発行

成年後見活動状況（平成22年3月現在）
後見2件・保佐1件・相談回数41回

盛岡市大通1-1-16（岩手県教育会館6階）
成年後見センターもりおか
発行人：石橋乙秀

1年6ヶ月の活動を振り返って

「成年後見センターもりおか」を開設して1年6ヶ月がたちました。この間会員、賛助会員はじめ皆様方に物心両面にわたるご指導、ご支援をいただきましたこと、心よりお礼申し上げます。

当センターは、「法人による成年後見」を事業の柱にして、多くの方々に成年後見制度の利用を進めていこうとして成年後見相談・普及啓発活動を行っています。業務を始めてからこれまで3名の方について後見活動を行っています。

平成21年には、年間240日の成年後見相談を開設しました。この間に受けた成年後見相談や行った普及啓発回数は、表のとおり41回に及び、次第に当センターの活動が知られ期待されてきているように思います。これらの業務には当センターのスタッフが当たりましたが、より専門的な立場から監事を引き受けられている岩手大学教育学部加藤義男教授にも相談に当たっていただきました。

相談の内容の後見人に関するものでは、成年後見について裁判所に申し立てをする書類の作成支援、成年後見の利用を前提とした相談、制度内容に関する照会などでした。

また、福祉生活相談では、自宅で生活している上で困っていて方策がないかという相談でした。この福祉生活相談には必要に応じ関係各所へ橋渡しをして、解決応援を求めました。

こうした相談活動は、事務所内での相談に限らず、施設、

父母の会、親の会へも出向いて相談と合わせ制度の普及啓発も行いました。また、社会福祉協議会が主催する制度に関する情報交換会にも出席し当センターの取り組みを紹介しました。その場で広く成年後見制度への取り組みと制度を利用した知的障がい者への支援を呼びかけました。

いま、当センターの進める法人による成年後見事業が、もっと広く多くの方々に利用されていくには、「人的」「資金的」基盤をしっかりとつくっていくことが特に必要です。このため、スタッフとして相談、後見活動に当たっていただく支援員を市民の方からもご参加いただきたいと思います。そして勉強会の開催、養成講座への出席などによって支援員の養成に努めていきたいと考えています。また、資金面では、これまでの助成事業などの活用にもチャレンジして行くほか、多くの市民、会社等からのご支援が広がるようより資金的支援が受け易い制度の活用も図っていききたいと考えています。

表 当センターに寄せられた相談内約

相談業務開設		240日開設
	相談内容	回数
相談・支援	成年後見相談	8
	後見開始申込書作成支援	2
	成年後見制度照会への対応	10
	障がい者福祉・生活相談	10
説明・相談	訪問による成年後見制度	8
	施設訪問説明・相談	2
	親の会訪問説明	1
	出張相談	1

「成年後見センターもりおか」理事長紹介

石橋 乙秀（富山県出身） 弁護士

略歴 昭和57年 弁護士開業
平成05年 盛岡短期大学講師
平成12年 岩手弁護士会会長

現在 建築紛争審査会委員、精神保険審査会委員

平成22年4月
岩手県弁護士会会長



「成年後見に関する意識調査」 結果がまとまりました

家族は制度の利用に消極的 その理由は 「親がいるから」

この意識調査は、知的障がい者を持つ家族や福祉施設の方々から、「成年後見制度の利用についてどのように思っておられるか」について、よく知りたいと考え、平成21年11月に行ったものです。

調査は、家族130名、福祉施設30か所にお願ひしました。そして家族73名、福祉施設19か所から回答がありました。

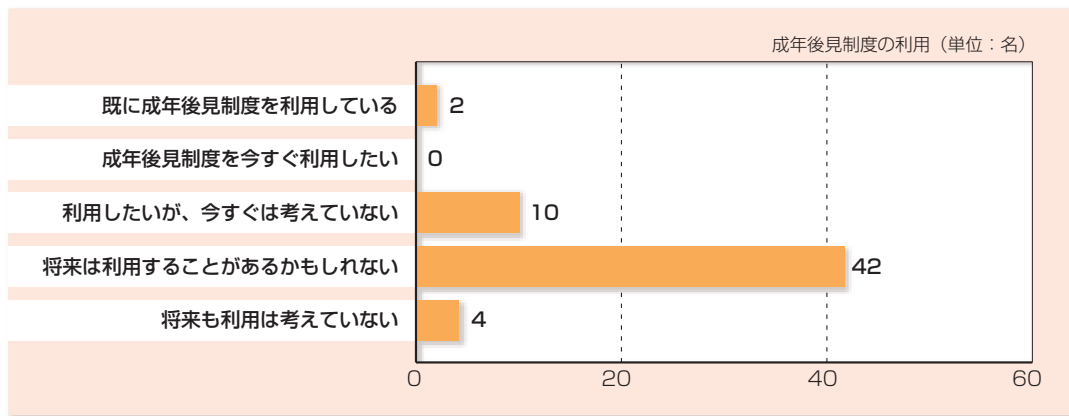
調査にご協力をいただきありがとうございました。

調査の結果は報告書として、会員を始め、この調査にご協力をいただいた各親の会、福祉施設、更に市町村、社会福祉協議会等へお送りして、知的障がい者の

ために制度の利用を広めていくうえで参考として活用していただければと願っています。

調査項目の一つ「成年後見制度を利用」についてみると、制度にたくさんのことを期待していながらも「多くの家族が制度の利用を考えていない」という結果になっています。このグラフは、本人が成人しているご家族（58名）の方の回答結果を表したものです。「既に利用している」が2名と少なく、一方、「今すぐは考えていない」10名、「将来利用することがあるかもしれない」42名、「将来も利用は考えていない」4名となっていて、あわせて56名の方（97%）が「今利用することを考えていない」という結果となっている。更に調査の中で、その56名のほとんどの方が「親等がいるから」と考えていることも明らかになりました。

こうした回答結果について、家族の方に示し、直接考えを聞くなど更に深く考察して行くことが必要と思います。（高橋 安夫）



成年後見の基礎と課題

法定後見制度の 〈しくみ〉と〈3つの類型〉

〈しくみ〉

法定後見制度は、「本人」（被後見人と呼ばれる方）の判断能力の状態と、それに伴い生じ得る生活上の問題状況に応じて、「後見人」と呼ばれる第三者が本人の代わりに、あるいは本人と一緒に生活上の様々な判断や法律行為（契約など）等を行うことで本人を支援します。

〈3つの類型〉

障がい・認知症等による判断能力のレベルは、一人ひとりによって異なり、軽度の人から重度の人までその状態はさまざまです。そこで、制度はあらかじめ、判断能力のレベルを『補助』『保佐』『後見』の3類型

に区分し、各々の類型ごとに、本人で行うことと後見人が代わりに行うべきことの範囲を定めておきます。それぞれの範囲内で本人の状態に合わせて、具体的な支援を行う方法をとっています。

（注：今後『補助人』『保佐人』『成年後見人』を称して「成年後見人等」と呼びます。）

課題

3つの類型のうち、障がい・認知症等の程度が重度の方（支援を受ける本人＝『成年被後見人』）が『成年後見人』の支援を受けることになると、制度ではなぜか選挙権を失います。また『被保佐人』及び『成年被後見人』は公務員になれません。権利擁護としての後見制度の中にこうした権利侵害が含まれています。

（齊藤 芳弘）

見守る目、心は

支援員 須藤 礼子

図は、「成年後見センターもりおか」の組織図です。私は、現在支援員として被後見人さんに関わらせていただいています。

成年後見センターもりおかの支援員は、3人1組のチームを作って支援にあたっています。必要に応じて2人で、あるいは単独で、被後見人さんの健康状態、福祉サービスの利用状況、要望事項などを知るために月1回、ご本人や施設職員にお会いしています。私たち支援員は、成年後見人養成研修を受講し、終了しています。しかし実際の支援は初めてで、手探り状態で後見活動をしなから学ばせていただいているという感覚で動いており、緊張感を持ちながらの活動です。

私たち支援員は、運営委員会を組織する当法人の理事長である石橋乙秀弁護士他、税理士、司法書士、社会福祉士、大学教授、福祉事業従事者、保護者の方々に助言を受け支援にあたっています。運営委員会の存在は、法人後見のメリットの一つです。運営委員それぞれの分野の知恵を出していただくことは、被後見人さんに最もふさわしい後見活動が可能になると同時に、私たち支援員にとっても頼もしい存在です。

私には、障がいを持つ息子がいます。私が支援員とし

て最も大切にしていることは、被後見人さんが私の息子だったらどうということをしてあげたいか、息子だったらこの場面でどう思うだろうか、ということ常々心の片隅において被後見人さんに接するということです。もちろん支援員ができることは法的に制限があります。そのことは順守しなければなりません。しかし被後見人さんを見守る目、心は障がいをもつ子の親の目であり、心でありたいと思っています。

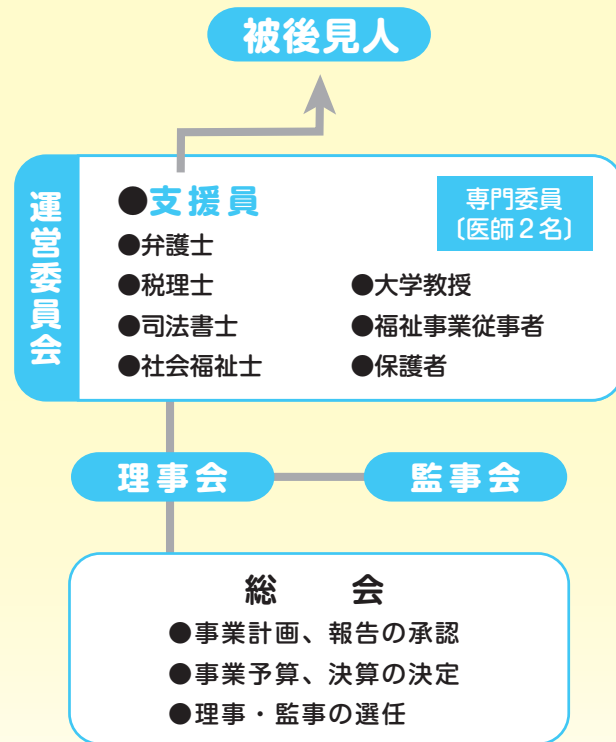


図 当センターの組織図



平成21年度に活動資金として次のとおり助成金をいただきました。ありがとうございました

- ・岩手県福祉基金 270,000円
- ・岩手県ボランティア育成会助成 70,000円
- ・盛岡市ボランティア活動助成 30,000円

IBC通りゃんせ基金から「障がい者支援用パソコン」をいただきました

3月17日、IBC放送でIBC通りゃんせ基金の贈呈式があり、本会が予め申請していたパソコン1台の寄贈を受けました。ありがとうございました。

IBCラジオチャリティ・ミュージックソンという名で32回となった今年、基金の総額が1220万円余り。その資金を使って県内のNPO法人など37団体に贈呈が行われました。主催者から「県民の暖かい寄付によって贈呈できた。大切に使って欲しい。」と挨拶がありました。

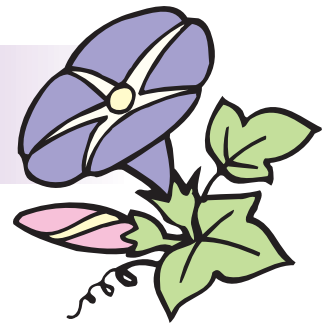
「特定公益信託いわてNPO基金」から相談事業に助成金を受けることが決まりました

本会が平成22年度に行う「成年後見相談事業」に「特定公益信託いわてNPO基金」から助成金29万円を受けることが決まりました。

この成年後見相談事業は、本会がこれまで行ってきた相談活動を、更に踏み込み、「成年後見制度が知的な障がいを持つ方のために広く活用されていく」ことをねらいとして行うもので、その資金として使用するものです。

先進地「NPO法人あさがお」を訪ねて

支援員 高橋 靖枝



去る3月8日、須藤支援員と私は滋賀県大津市で、高齢者・障がい者等の成年後見制度の利用支援・法人後見受任を行っている特定非営利活動法人「あさがお」を訪問しました。

京阪電鉄、三井寺で電車を降りて琵琶湖疎水を右手に6、7分歩いたところに、NPO法人「あさがお」がありました。

事務所は民家でその雰囲気と、迎えて下さった尾崎所長さん、山本相談員さんの気さくなお人柄に助けられ親しくお話をさせていただきました。

お二人から「あさがお」設立の経緯から現在までの活動状況、運営方法など懇切丁寧にお話をいただきました。私たちにとって一つひとつが道しるべとなるものでした。一部を以下に報告します。

「あさがお」の設立経緯

●平成13年10月から、弁護士・医師・社会福祉士・司法書士・社会福祉協議会・行政など社会福祉に携わっている関係者が集まって、利用しやすい成年後見サービスのあり方や法人後見の体制作りについて議論を続けた。

●平成17年2月権利擁護を担う法人後見人を、地域に密着した組織とするためNPO法人を設立した。

Assistance of Self-determination And Guardianship by Advocacy Otu 支援が必要な人の『適切な支援を受ける権利』を護り、『自立』と『尊厳』の保持、『虐待防止』のために権利擁護を担う組織である。

「あさがお」は、英語の頭文字をとって願いがこめられた。

現在の様子

●職員は常勤7名、非常勤6名、設立の経緯から職員に

は給料が支払われており、権利擁護相談担当には若い職員が配置され、法人活動が将来に向かって継続するように配慮されていた。

●事業は、権利擁護相談事業、法人後見活動事業、研修・普及啓発事業、および調査研究事業となっていた。

●資金源は、大きい順に、受託事業（県、市、社会福祉協議会等）、後見報酬、会費（個人234名、団体15法人）となっていた。

●後見活動は、平成20年度で、法定後見が87名、任意後見が2名。87名の内約は、高齢者56名、知的障がい18名、精神障がい13名。報酬額はおおよそ1200万円とのことであった。

●「あさがお」の法人活動をバックアップする大津市における権利擁護体制がしっかりつくられていることが、現在の状況につながっていると、説明を受けた。

まとめに代えて

尾崎所長さんから大津の人口は27万人と伺いました。盛岡市もほぼ同じ人口です。遅ればせながらの成年後見制度への取り組みですが、「成年後見センターもりおか」に繋がった仲間たちの力で何とか「あさがお」さんに追いつきたいものです。

また、「あさがお」さんの組織には直接的な親たちの関わりがありませんでした。私たちの組織運営には親が参加しています。その利点も生かしながら、しかし時には冷静さも失わないで活動していくことも大切と、このたびの訪問から感じました。

親の亡き後であっても『子らがその子なりに自己実現を叶えられる』ような組織であってほしい。そう努力したいと須藤支援員と語りながら盛岡に帰りました。

番人のつぶやき

支援員 佐々木 京子

事務所の留守番のお手伝いをさせてもらって、半年が過ぎました。「当法人は、知的障がいのある方を対象としております」と応対しながらも、「障がい」というのは果たして特別なことなのだろうか？と疑問を感じていました。

人は皆、何らかを背負いながら生きています。自分自身や家族の病気、人間関係、体質や性格等々で思うようにいかず、悩んでいる人は山ほどいます。ハンディのない人など、いないように思います。壁にぶつかった時、その助けとなるのが友人や家族であったり、時には法的制度であったりするという違いがあるだけの事です。よりよく生きたいと考え、自分なりの理想や人生設計がしっかりあるからこそ、壁となることが見えてくるのです。

目標を実現する際、有効な支援や治療があったとします。それを受けるためには診断が必要であり、その名称がたまたま「??障がい」であったまです。「障がい」とは、誰もが感じうる、生きる上でのハンディを便宜上表現したことばの一種に過ぎないと考えてはどうでしょうか。成年後見という制度も、決して特別な人を対象とするものではなく、いつかは誰でも必要となる可能性のある人生の「道しるべ」なのだと思います。対象であるか否かにかかわらず、多くの人にとって、より身近な制度として知られる事を願っております。